令和７年７月

保護者の皆様へ

独立行政法人国立高等専門学校機構
鈴鹿工業高等専門学校
学生課学生支援係

書類送付について

標記のことについて、下記の書類を送付いたします。
内容をご確認の上、下記 提出期限までに必要書類を提出してください。

記

【高等学校等就学支援金】及び【高校生等臨時支援金】

提出対象者：全員（高等学校等就学支援金）
※所得制限で就学支援金を受けられない可能性がある方（高校生等臨時支援金）

提出期限　　令和７年**７月１日（火）～３１日（木）**厳守

※年収約 910 万円以上の世帯を対象に、118,800 円を上限として、授業料徴収金額を減額する支援があります。臨時支援金の受給を希望される場合は、臨時支援金の申請と併せて、就学支援金の「受給資格認定申請」もしくは「収入状況届出」を申請することが必要です。**必ず就学支援金の申請について「意向あり」を選択ください。**

※　不明な点については、学生課学生支援係（TEL059-368-1732）までご連絡ください。
※　裏面に「送付書類」一式を記載していますのでご確認ください。

【高等学校等就学支援金】について

下記書類を配付いたしますので、内容をご確認の上、「ｅ－Ｓｈｉｅｎ（オンライン）」により、就学支援金の申請意思の有無、受給資格認定の申請（申請意思がある方のみ）を下記期日までに行っていただきますようお願いいたします。

記

送付書類

１．　高等学校等就学支援金の申請等について　と
　　e-shien 申請における「よくあるご質問」
２．就学支援金を受給している方々へ（チラシ）
３．ＱＲコード一覧表（「高等学校等就学支援金」各種マニュアル等）
４．高等学校等就学支援金/高校生等臨時支援金について
５．【重要】高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援金）
　　の概要について

【三重県高校生等給付奨学金】について

送付書類

１．令和７年度　三重県高校生等奨学給付金について
　（過日、本校学生向けの Teams、保護者様向け LINE, 本校のホームページにても掲載しておりました内容と同じものですが、確認のため送付いたします）
２．案内チラシ

※書類の過不足やご不明点等ございましたら、学生課学生支援係までご連絡ください。

以上

令和７年７月

保護者の皆様へ

独立行政法人国立高等専門学校機構
鈴鹿工業高等専門学校
学生課学生支援係

高等学校等就学支援金の申請等について

標記のことについて、下記の手続きが必ず必要ですので、下記期限までにオンライン（e-shien）にて申請してください。

手続き方法の詳細については、別紙の各「利用マニュアル」をご覧ください。

記

手続きについて

①　【現在認定されており（申請中含む）、引き続き支給を受けたいと考えている場合】

ア．前回申請より保護者等の変更なしの場合

１．e-shien にて「継続意向登録」を行う。

２．※個人番号を届け出ていない方

「保護者等情報変更届出」にて①「自己情報取得 API」による連携、または

②「オンライン上での個人番号本人入力」を行う。

イ．保護者等変更がある場合（課税地変更含む）

１．e-shien にて「継続意向登録」を行う。

２．e-shein にて「保護者等情報変更」手続きを行う。

３．※個人番号を届け出ていない方

「保護者等情報変更届出」にて①「自己情報取得 API」による連携、または

②「オンライン上での個人番号本人入力」を行う。

※保護者等変更とは、死別、離婚による親権者の変更や、前回申請時以降、生活保護（生活扶助）を受けた、保護者が海外在住した場合等が該当します。

申請期間　　令和７年**７月１日（火）～３１日（木）まで**

問い合わせ先　〒５１０－０２９４　三重県鈴鹿市白子町

鈴鹿工業高等専門学校　学生課学生支援係

TEL：０５９－３６８－１７３２

以上

※別紙として「よくあるご質問」を添付しております。併せてそちらも必ずご一読ください。

別紙

e-shien 申請における「よくあるご質問」

Ｑ１．（１学年の場合）４月に申請した分が、まだ結果が出ていないため、「収入状況届出」（または「受給資格認定申請」）が出来ません。どうしたらいいでしょうか？

Ａ１．４月に行っていただいた「受給資格認定申請」の結果が出ていない方につきましては、そちらの結果が出次第、４月申請分が**「認定」となった方は７月以降分の「収入状況届出」（「不認定」となった方は「受給資格認定申請」）が可能となります。**お手数をおかけしますが、結果判明後に申請のご対応をお願いいたします。対応時期としましては学校からの結果通知（e-shien にてメールアドレスを登録された方はメールも含めて）が届きましたら、対応可能となっております。
また、こちらで設定させていただいている期限までに結果が判明していない場合は、期限後でも申請は可能です。

Ｑ２．前回は収入状況（令和５年分）が基準を満たしていたため就学支援金を受け取れていたが、今回収入状況（令和６年分）が変わり、基準を満たさなくなりました。申請自体しなくてもよいですか？

Ａ２．いいえ、**「受給を希望する・しない」に関わらず「意向登録」は全員必要です。所得制限で就学支援金の支給がされない可能性がある保護者様につきましては、高校生等臨時支援金の申請をお忘れないようにお願いいたします。**

なお、収入基準の目安が「年収９１０万円程度未満」となりますが、実際の算定は「『市町村民税の課税標準額×６％－市町村民税の調整控除の額』が 30 万 4,200 円未満」であれば、受給可能です。
令和６年分の年収が目安の「９１０万円」を超えていたとしても、税額控除の関係により受給できる可能性が考えられます。そのような場合は申請をしていただければと思います。

Ｑ３．母親が専業主婦（または父親が専業主夫）の場合、親権者の情報登録は必要ないですか？

Ａ３．**専業主婦（主夫）であっても、親権者の登録は必須です。**
ただし、どちらか一方が海外在住等の場合、その方の分の提出が不要となる場合があります。（登録方法に不安のある方は、事前に学生支援係までお問い合わせください。）
また、再婚された世帯で養子縁組をされていない場合は、親権者の情報登録する必要はありません。（法律上の親子関係に該当する方が「親権者」となります。）

Ｑ４．「継続意向」で「あります」と登録しましたが、「収入状況届出」の画面に切り替わらず、手続きが終わってしまいました。（ポータル画面の「認定状況」にある「収入状況届出」の欄には「審査中」と表示されています。）どうすればよいでしょうか？

Ａ４．以前の申請で「個人番号を入力する」（直接入力）で対応されていませんか？「継続支給を

希望し、過去　に個人番号を提出された」場合、その番号を利用して税情報の取得を行いますので、「継続意向の登録のみ」で手続きが完了します。（詳細はマニュアルをご覧ください。）

※手続きの内容に不備等ありましたら、学校から連絡させていただきます。

Ｑ５．保護者の情報登録にある「課税地情報」とは、「申請時の住んでいるところ（住所）」を入力すればいいのでしょうか？

Ａ５．いいえ。「２０２５年（令和７年）１月１日現在で、住民票登録されている住所」を入力してください。また、現在海外在住の方につきましても同様です。

Ｑ６．「マイナンバーカード」を持っていないので、「システム外で提出する」として、学校に個人番号が分かる書類（個人番号通知カードの写し等）を提出すればよろしいのでしょうか？

Ａ６．「システム外で提出する」のは個人番号が付与されていない方が対象です。マイナンバーカードを持たれていない方は、個人番号が分かる書類（「個人番号通知カード」または「個人番号の記載がある住民票」等）をお手元にご用意の上、「個人番号を入力する」（直接入力）を選択してください。

Ｑ７．マイナポータルを利用してマイナンバーカードを読み取ろうとしたらエラーで読み取れませんでした。原因は何でしょうか？

Ａ７．状況によって原因は異なりますが、まずは以下の原因が考えられます。

①読み取るススマートフォンに厚手のカバーを付けていませんか？

この場合、カバーの厚みで読み取りが困難となっていることがあります。一度カバーを外したうえで再度お試しください。

②マイナポータルのシステムメンテナンス中かも知れません。

この場合は、日を改めて申請を行ってください。

③父親のカードは問題なく読み取れたが、母親のカードはエラーで読み取れなかった。（逆の場合も含む）

この場合で考えられる原因としては、お母様は専業主婦（お父様は専業主夫）ではありませんか？（もしくは、パートで少額しか収入がない場合）

その関係で年末調整や確定申告をされていないと、自治体での税情報の登録がされていないため、「マイナポータルを利用しての自己情報（課税情報等）」が反映されません。お手数をおかけしますが、「個人番号を入力する」（直接入力）でご対応ください。

※上記以外の原因と思われるエラーの場合は、お問い合わせください。

Ｑ８．夫（又は妻）が海外勤務のためマイナンバーがありません。どうすればよいでしょうか？

Ａ８．国内に住所を有していないにチェックを入れてください。ご不明な点はご連絡ください。

※その他不明な点については、学生課学生支援係（TEL：059-368-1732）までご連絡ください。

就学支援金を受給している方々へ

令和4年3月25日以降

高等学校等就学支援金の手続には オンライン申請が便利です！

オンライン申請のメリット

- ✓ **パソコン**や**スマートフォン**で、どこでも手続ができます
- ✓ 登録内容の**確認・変更が簡単**です
- ✓ マイナンバーカードがあれば、**審査期間を短縮**できます

申請はこちらから

申請手順

1 ログイン
入学時に学校から配布された ID・パスワードを入力します。

2 継続意向の登録
支給の継続を希望するか、保護者情報に変更があるかを選択します。

3 登録情報の確認
登録済みの生徒情報や保護者情報を確認します。
※2で「保護者変更あり」を選択した場合は、別の画面で登録手続を行います。

保護者情報に変更がある場合

4 収入状況の登録
審査に必要な課税情報やマイナンバー情報を登録します。
登録方法は、裏面をご覧ください。

5 提出
確認事項をチェックし、「提出」ボタンを押すと、申請完了です。
審査完了後は、支給可否を示す通知書が届きます。
※メールアドレスを登録した場合は、お知らせのメールも送信されます。

申請手順（4.収入状況の登録）

保護者等の収入状況は、次のいずれかの方法で登録します。

Ⅰ マイナンバーカードを持っている場合

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得します。
マイナンバー情報を提出する必要はありません。

ボタンを押下します

スマートフォン又はICカードリードライタで読み取ります

課税情報等が自動で転記され、そのまま提出します

Ⅱ マイナンバーカードを持っていない場合

都道府県で課税情報等を確認するため、**保護者等の個人番号を入力**します。
過去に提出済みの場合、再提出は不要です。

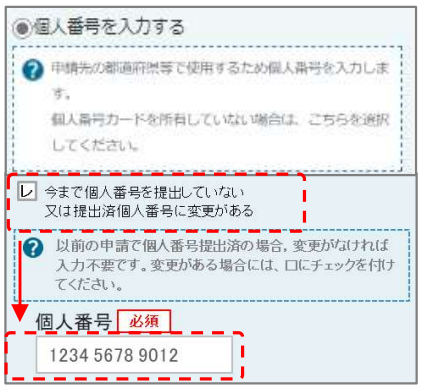

提出後、都道府県担当者がマイナンバーで課税情報等を確認し、登録します

Ⅲ Ⅰ、Ⅱのいずれも難しい場合

書面で、保護者等の課税証明書又はマイナンバーカードの写し等を学校に提出します。

留意事項

✓ 申請手順の詳細については、文部科学省HPに以下の資料を掲載しています。
- 申請者向け利用マニュアル
- よくあるFAQ
- オンライン申請の説明動画

✓ 書面での申請を希望する場合は、学校の案内に従ってください。

文部科学省HP

「高等学校等就学支援金」案内ページ、各種マニュアル一覧　QRコード

①就学支援金新規申請＆臨時支援金申請

②就学支援金継続届出＆臨時支援金申請

③変更手続き＆臨時支援金申請

④臨時支援金リーフレット

「高等学校等就学支援金」案内ページ、各種マニュアル一覧　QRコード

④高等学校等就学支援金制度　総合案内ページ
（文部科学省ホームページ）

⑤オンライン申請システム「e-Shien」
ログインページ（文部科学省HPより）

⑥申請者向け利用マニュアル(1)共通編

令和７年７月版

高等学校等就学支援金／高校生等臨時支援金について

独立行政法人国立高等専門学校機構

１．制度の概要

高等学校等就学支援金制度（以下、「就学支援金）という。） 及び 高校生等臨時支援金事業（以下、「臨時支援金」という。）とは、学生や保護者の方の授業料負担を軽減するために**国が実施する返還不要の授業料支援**です。

全国の高校生が対象であり、国立高等専門学校では**第１学年～第３学年の学生が本制度の対象**となります。（在籍期間が36月を超える方など、一部例外があります。）

支援を希望する／しないにかかわらず、全員、所定の手続きが必要です。

※就学支援金・・・年収約 910 万円未満の世帯を対象に、授業料の一部または全部を負担不要とする制度。

※臨時支援金・・・就学支援金の対象外である年収約 910 万円以上の世帯を対象に、授業料の一部を負担不要とする、令和７年度限りの予算事業。

２．就学支援金支給額（国立高等専門学校の場合）

就学支援金及び臨時支援金は**学生本人（保護者等）が直接受取るものではありません**。学校が学生本人に代わって国から就学支援金を受取り、授業料に充当するものです。授業料と就学支援金との差額分のみ、以下のとおりご負担いただくことになります。

（**国立高等専門学校の授業料は、年間23万4,600円（月額換算19,550円）(a)です**。）

判定基準※1	世帯年収目安※2	国からの支給額(b)	授業料本人負担額(a)-(b)
30万4,200円以上	約910万円以上	年間11万8,800円※3 月額換算 9,900円	年間11万5,800円 月額換算 9,650円
15万4,500円以上 30万4,200円未満	約590万円以上 約910万円未満	年間11万8,800円 月額換算 9,900円	年間11万5,800円 月額換算 9,650円
15万4,500円未満	約590万円未満	年間 23万4,600円 月額換算 19,550円	０円

※1）**次の計算式(課税標準額は両親2人分の合計額)により判定します。**

＜令和７年７月～令和８年３月に就学支援金の申請をする場合＞ 課税地は令和７年１月１日時点の住民票所在地

（令和６年１月～１２月の所得に基づく市町村民税の課税標準額）×６％－市町村民税の調整控除の額

保護者等全員(父母両方(収入が無くても必要)の課税標準額で判定します。ご自身の課税標準額などはマイナポータルの「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

※2）**両親の一方が働き、高専生１人（１６～１７歳）・中学生１人の４人世帯の目安です。実際は※１の計算式で判定しますので、世帯年収590万円未満の場合でも支給額が年間118,800円となる場合もあります。**

※3）判定基準が30万4,200円以上の方は、就学支援金の審査で不認定となることをもって高校生等臨時支援金の支給対象となります。そのため、**判定基準が30万4,200円以上の場合も就学支援金の申請が必要です**。

＜その他の留意事項＞

※令和７年１月１日時点で住民票が日本国内にない等の理由により、保護者等全員または一方の課税標準額が確認できない場合、支給額は一律 月額換算 9,900 円となります。

※年度途中に保護者等（所得確認対象者）の変更（離別）・税額の更正等**があった場合は、速やかに学校へお申し出ください**。

※令和４年７月分以降、早生まれの生徒（※）が申請を行う場合、＜所得判定基準＞の算定式は次のとおりとなります。

（市町村民税の課税標準額－３３万円）×６％－市町村民税の調整控除の額　（保護者等合算額）

（※）例：令和７年７月分～令和８年６月分の判定の場合、平成２１年１月２日～４月１日生まれの者。詳しくは学校にお問い合わせください。

（裏面有り）

3．必要な手続き

就学支援金及び臨時支援金の各種手続きの際には、文部科学省作成の就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」を利用し、申請・届出いただきます。

その際に、保護者等の「個人番号（マイナンバー）」を「e-Shien」にて登録頂くこととなります。

＜就学支援金又は臨時支援金を希望する際の手続き方法・時期＞

各人により、申請方法が異なりますので、該当する方法で申請してください。お手元にはマイナンバーカードまたは、個人番号がわかるものをご用意ください。

《7月　（支給期間：R7.7～R8.6月分（3年生はR8.3月分まで）、申請期限：7月31日）》

原則として、必ず就学支援金と臨時支援金の両方の手続きをしてください。

＜注意事項（共通）＞

・e-Shien のログインID・パスワードがわからない場合は、学校へお問い合わせください。

・**「③臨時支援金の意向登録」の前に画面を閉じると、e-Shien では臨時支援金が申請できなくなります。**

万が一閉じてしまった場合、学校へお問い合わせください。（紙媒体の提出等が必要となる場合があります。）

対象	申請方法
以前、就学支援金の申請をして、不認定となった場合 又は 以前、就学支援金の意向登録の際に「所得制限に該当する、またはほかの理由により申請しない」と回答した場合	詳細な手続きについては、「国立高専向け e-Shien 申請者向け利用マニュアル　②就学支援金新規申請＆臨時支援金申請編」をご参照ください。 QR⇒ **①就学支援金の意向登録** e-Shien にログインし、就学支援金の意向登録へ進み、「**高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況を提出いたします**。」を選択してください。 **②就学支援金の受給資格認定申請** ①の意向登録後、認定申請ができるようになりますので、e-Shien 上の案内とマニュアルに従い、登録してください。 **③臨時支援金の意向登録** 上記の受給資格認定申請後に引き続いて e-Shien 上で臨時支援金の意向登録を行います。
現在、就学支援金の支給を受けていて、前回からの申請・届出の間に保護者情報の変更が**ない**場合 （保護者情報の変更の例：離婚、再婚、死別、養子縁組、生活扶助の受給、今年１月１日時点の課税地がそれ以前と異なる、収入状況の登録方法を変更したい）	詳細な手続きについては、「国立高専向け e-Shien 申請者向け利用マニュアル　③就学支援金継続届出＆臨時支援金申請編」をご参照ください。 QR⇒ **①就学支援金の継続意向登録** e-Shien にログインし、就学支援金の継続意向登録へ進み、**「現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています」**、保護者等情報の変更は**「ありません」**を選択してください。 **②就学支援金の収入状況届出** 上記の意向登録後に、収入状況届出ができるようになりますので、e-Shien 上の案内とマニュアルに従い、入力・登録してください。 **③臨時支援金の意向登録** 上記の収入状況届出の後に引き続いて e-Shien 上で臨時支援金の意向登録を行います。**現在、就学支援金受給している場合でも、必ず臨時支援金も意向登録をしてください。（今回の判定で就学支援金の支給対象外となった場合に、代わりに臨時**

	支援金の支給を受けるため、必要です。）
現在、就学支援金の支給を受けていて、前回からの申請・届出の間に保護者情報の変更が**あった**場合 （保護者情報の変更の例：離婚、再婚、死別、養子縁組、生活扶助の受給、今年１月１日時点の課税地がそれ以前と異なる、収入状況の登録方法を変更したい）	詳細な手続きについては、「国立高専向け e-Shien 申請者向け利用マニュアル　④就学支援金変更手続＆臨時支援金申請編」をご参照ください。 QR⇒ **①就学支援金の継続意向登録** e-Shien にログインし、就学支援金の継続意向登録へ進み、**「現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています」**、保護者等情報の変更は**「あります（②以外の理由）」**を選択してください。 **②就学支援金の保護者等情報変更届出** 上記の意向登録後、保護者等情報変更届出が可能となりますので、**e-Shien の案内とマニュアルに従い**、各種情報を入力してください。 **③臨時支援金の意向登録** 上記の保護者等情報変更届出の後に引き続いて e-Shien 上で臨時支援金の意向登録を行います。現在、就学支援金受給している場合でも、必ず臨時支援金も意向登録をしてください。（今回の判定で就学支援金の支給対象外となった場合に、代わりに臨時支援金の支給を受けるため、必要です。）

＜手続き時期のイメージ（現在第１学年の場合）＞

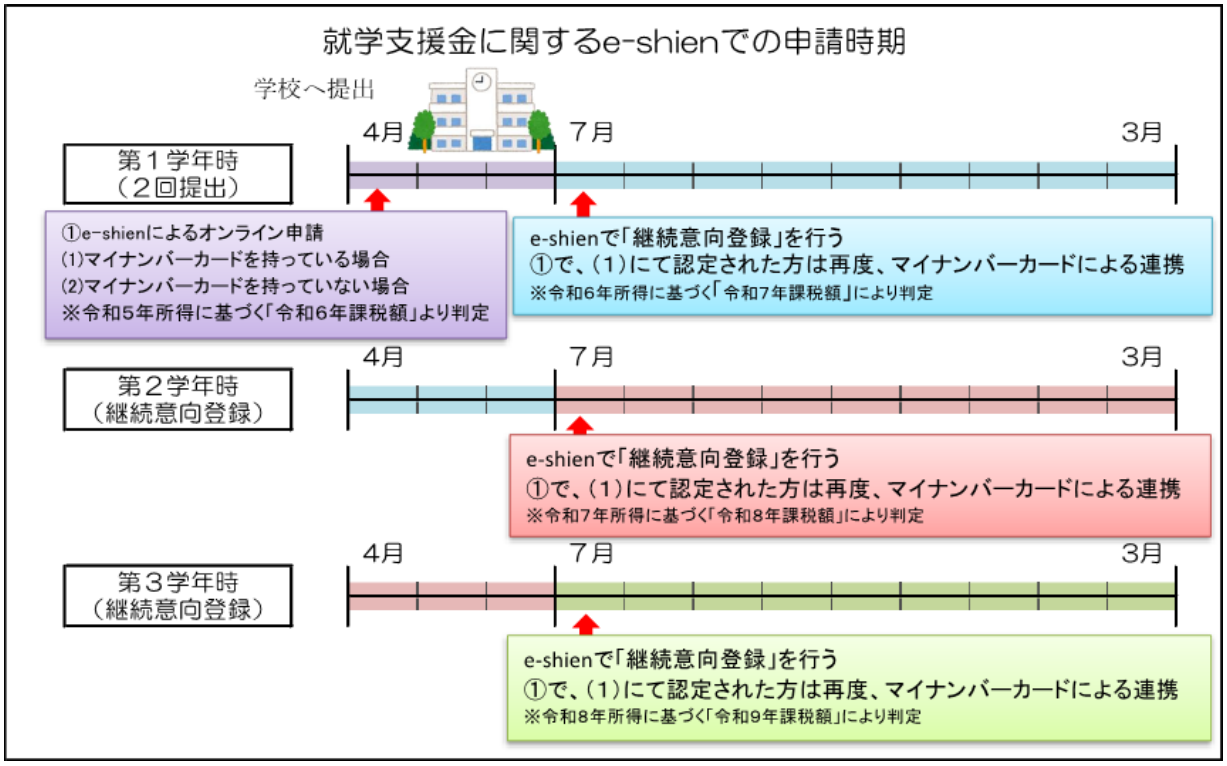

※その他、随時の要件に該当する内容が発生した場合は、随時届出が必要となります。

（裏面有り）

4. 就学支援金／臨時支援金制度の諸注意

○虚偽の記載をして申請し、国に就学支援金及び臨時支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることがあります。

○就学支援金は前年以前の課税標準額により支給されるため、**保護者等の失職、倒産等家計急変したときにすぐ反映されない場合があります**。その場合でも、やむを得ない理由（「疾病、負傷により離職・休職し、その後９０日以上就労困難な場合」や、「自己の責めに帰すべき理由によらない離職」等）により収入が著しく減少した場合は、前年の課税所得によらず、家計急変支援制度により授業料と就学支援金との差額について支援を受けられる可能性があります。詳しくは学校の担当窓口にお問い合わせください。

○就学支援金の所得確認は、原則として次の方法で行います。

- 次のいずれにも該当しない場合　→　保護者等（親権者）の所得結果を合算した額
- 離婚等で保護者等（親権者）が一人の場合　→　その保護者等（親権者）の税額
- 親権者がいない場合で未成年後見人がいる場合　→　未成年後見人の税額
- 学生が主として他の者の収入で生計を維持している場合　→　その方の税額
- 親権者も生計維持者もいない場合　→　学生本人の税額

○国立高等専門学校の授業料は、年額を２回（前期・後期）に分けてお支払いいただきます。また、就学支援金は、受給資格認定申請のあった月から支給が始まり、受給事由の消滅（受給限度期間の満了、退学、転学等）した月に支給が終了します。したがって、期の途中で退学する場合は、退学する月の翌月から就学支援金は支給されなくなるので、退学により支給されなくなる就学支援金相当額を含めて授業料を負担していただく場合があります。

≪重要≫
○就学支援金受給中に　以下の変更があった場合には、その都度、改めて届出が必要となるので、急ぎ各国立高等専門学校の担当窓口にお申し出ください。

- 休学・復学
- 婚姻またはその解消等による保護者等（所得確認対象者）の変更があった場合
- 収入の修正申告や税額の更正決定により所得に変更があった場合（それ以前の所得の変更も対象）

5. 参考資料・Web サイト

○e-Shien ログイン

○就学支援金制度の概要（文部科学省 Web サイト）

○国立高専向け e-Shien 申請者向け利用マニュアル　②就学支援金新規申請＆臨時支援金申請編

○国立高専向け e-Shien 申請者向け利用マニュアル　③就学支援金継続届出＆臨時支援金申請編

○国立高専向け e-Shien 申請者向け利用マニュアル　④就学支援金変更手続＆臨時支援金申請編

問合せ先
鈴鹿工業高等専門学校
学生課学生支援係
TEL：059－368－1723

令和７年７月１７日

保護者様　各位

【重要】高等学校等修学支援事業費補助金

（高校生等臨時支援）の概要について

新緑の候、保護様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

令和７年度の高等学校等就学支援金制度（以下、就学支援金）につきまして、同封しております申請手続きに従って、申請を行っていただきたく存じますが、令和７年度に限り、所得制限で就学支援金の支給が認定されなかった保護者様につきましては、「高等学校等修学支援事業費補助金」の支給が正式に決定されました。

つきましては、別添のリーフレット（QR コード資料参照）をご確認いただきますよう、お願いいたします。簡潔に概要を以下にまとめますので、合わせてご確認ください。

（主なポイントを以下にまとめましたので、ご一読ください）

・**原則、臨時支援金は「意向あり」をご選択ください。**

・令和７年度に限っての補助金となります。（令和８年度以降については「高校授業料の無償化」を検討中ですが、現時点では未確定ですので、ご了承ください。）

・受給するためには申請手続きが必ず必要となります。申請がなかった場合、補助金は支給されませんので、ご注意ください。

原則として就学支援金と同様に「e-shien」を用いたオンライン申請となります。

注意）※これまでに就学支援金に申請していない方

※受給資格の認定がされていない方（年収約 910 万円以上世帯の方）

につきましては、就学支援金において「受給資格認定申請」をしていただく必要があります。

・年額 11 万 8800 円を上限で、授業料相当額として、就学支援金の代わりに補助されます。この補助された金額を差し引いて、授業料を請求させていただくことになります。（補助金が直接保護者様の口座へ振り込まれるわけではありませんので、ご注意ください。）

そのため、授業料の引落は補助金の金額が確定してからとなります。引落の詳細は別途担当係から通知させていただきます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

令和７年７月

保護者　様

独立行政法人国立高等専門学校機構
鈴鹿工業高等専門学校学生課学生支援係

令和７年度　高校生等奨学給付金について

標記のことについて、三重県教育委員会から別紙のとおり案内がありました。
別紙の資格を満たす世帯は、申請書類を配付しますので、学生課学生支援係まで申し出て下さい。

参照：三重県教育委員会ホームページ（奨学金・授業料・給付金）

〇提出する書類

申請区分１ （生業扶助受給世帯）	申請区分２ （高専）
①　申請書（様式１） ②　給付金の振込について（様式１別紙２） ③通帳の写し ④委任状（様式３） ※委任する場合のみ ⑤住民票（保護者全員分） ★1　※下段を参照 ⑥生業扶助受給証明書（申請者の名前、高校生等本人の名前が確認できるもの）	①　申請書（様式１） ②　給付金の振込について（様式１別紙２） ③通帳の写し ④委任状（様式３） ※委任する場合のみ ⑤住民票（保護者全員分） ★1　※下段を参照 ⑥令和７年度課税証明書等 （保護者全員分） ★2　※下段を参照

※必要書類は、必ず「７月１日以降」に取得してください。

★１　住民票、申請書の【2.申請者（保護者等）】及び【3.申請者以外の保護者等】に記入した人（両方）、【4.対象となる高校生等】の提出が必要です。必ず続柄が入ったものにしてください。

★２　令和７年度課税証明書等は申請書の【2.申請者（保護者等）】及び【3.申請者以外の保護者等】に記入した人（両方）の提出が必要です。

書類提出期限は　令和７年７月２３日（水）厳守です。
※保護者等が三重県内に居住している方が対象です。
三重県以外に居住している方は、お住まいの自治体にお尋ねください。

（問い合わせ・提出先）
〒510-0294　鈴鹿市白子町
鈴鹿工業高等専門学校
学生課学生支援係
TEL:（０５９）３６８－１７３２